

**鳥取県告示第486号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が  
退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年7月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

監 事 汐 田 博 史 西伯郡大山町妻木467  
〃 畑 中 尚 之 西伯郡大山町唐王717-1  
平成24年6月14日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 汐 田 博 史 西伯郡大山町妻木467  
〃 小 原 範 雄 西伯郡大山町唐王693  
平成24年6月15日就任 任期 4年